

公務員賃金の切り下げに抗議する

2011年6月20日

東京私大教連中央執行委員会

政府は6月3日、震災財源に充当するためとして、人事院勧告によらずに国家公務員の賃金を5%（一般職員）～10%（管理職）削減することを発表した。

国家公務員は争議権の一律禁止など労働三権の不当な制約を受け、労使交渉で賃金など労働条件を決定できない代わりに、人事院勧告制度を代償措置として賃金を決定してきた。ところが、今回の賃金の切り下げは人事院勧告を経ずに行われた暴挙であり、強く抗議するものである。

震災と原発事故の対応と被災者支援で国家・地方を問わず、公務員が奮闘しているなかでのこのような決定は、許し難いことである。国家公務員賃金の切り下げは、被災地域の国家公務員にも適応されるので、被災者でもある公務員も対象となる。震災からの復興を第一に考えるべき時に、その担い手に経済的打撃を与えることは、むしろ復興に経済的障害を作り出すものである。

今回の震災で被災者支援が円滑に機能しなかった根本的原因には、この間の行政改革で、気象庁やハローワークの職員、病院職員や消防署員など国民サービスの第一線を担う公務員を削減してきたことが指摘されていることを考えれば、今、政府がなすべきは国家公務員の賃金を切り下げるのではなく、むしろ公務員を増員することなのである。

また国家公務員の賃金削減は地方公務員だけではなく、国立大学法人や学校・病院、民間では「人勧準拠」の私立学校や社会福祉法人、民間病院などにも影響が及ぶ。これらの人たちの賃金が5～10%削減されれば、家計収入の大幅な減少を通じて家計消費額の減少を招き、その結果国内生産を減少させ、GDPを下押しするなど、経済活動に大きなマイナスの影響を与える。労働総研の試算によれば、平均して7.8%の賃金切り下げになるという。7.8%削減の場合、家計の減収額は2兆7073億円、家計消費の減少額は2兆231億円、それによる付加価値額（GDP）の減少額は2兆3735億円とマクロ経済に大きなマイナスの影響を与えることになる。

このように、国家公務員の賃金切り下げは、労働基本権を制限しながら、その代償措置として設けられている人事院勧告制度を形骸化するものであり、また経済的にも大きな影響を与えるものであり、強く抗議するとともに、撤回するよう求める。

以上